

第4次西原町男女共同参画計画 さわふじプラン



令和6年3月
西原町

男女共同参画のまちづくりを目指して



西原町長 崎原 盛秀

西原町ではこれまで、男女共同参画社会の実現に向けた計画として、平成4年に「西原町女性行動計画～さわふじプラン～」を県内の町村に先駆けて策定しました。さらに、平成16年には県内で唯一、町内の幼稚園・小中学校に男女混合名簿を完全導入、平成24年度には、心豊かにいきいきとすべての人が支えあう、活力に満ちた男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とし、「西原町男女共同参画推進条例」を制定するなど、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取組を実施してきました。

本計画（第4次計画）は、社会を取り巻く環境の変化への柔軟な対応が求められていることや、女性活躍社会の推進や性の多様性など、新たな社会的課題も表面化していることから、関連施策として盛り込んでいるところです。

また、条例で定めている7つの基本理念を踏まえ、「一人ひとりが高い人権意識を持ち、お互いを認め合うまちづくりをめざす」という将来像を掲げ、5つの基本目標に65の施策を設定し、今後はそれらの施策の展開を通して男女共同参画のまちづくりを推進します。

社会情勢の変化にも柔軟に対応しながら、男女の垣根を越えてすべての人が安心して暮らせる男女共同参画社会を目指すためには、町民をはじめ事業者や地域・学校などと広く協働で施策を推進していくことが不可欠です。

結びになりますが、この計画の策定にあたりご尽力くださいました「西原町男女共同参画審議会」の委員のみなさま、町民アンケートにご協力いただいたみなさま、その他町民のみなさまに心より感謝を申し上げます。

令和6年3月

も く じ

あいさつ

第1章 計画の概要	1
1. 策定の趣旨	3
2. 計画の期間及び位置付け	5
第2章 西原町をめぐる男女共同参画の姿	7
1. 近年の男女共同参画に関連する動向	9
2. 国の動向	10
3. 沖縄県の動向及び県内他市町村との比較	12
第3章 計画の基本理念と計画体系	13
1. 計画の基本理念と基本目標	15
2. 計画体系	17
第4章 具体的な取組	19
基本目標1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	21
(1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進	21
(2) 人権と多様性を尊重するための教育・学習機会の充実	23
基本目標2. すべての人が共に安心して暮らすための支援充実	25
(1) すべての人が安心して暮らせる社会づくり	25
(2) 生涯にわたる健康づくり支援	27
(3) 男女共同参画の視点に立った地域防災	29
基本目標3. 仕事と生活における男女共同参画の推進	31
(1) 仕事と生活の調和の推進	31
(2) 職場における男女平等の実現	33
基本目標4. 女性活躍のための方策の推進	35
(1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大	35
(2) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進	37
基本目標5. 積極的平和の希求	39
(1) 平和の継承と発信	39
(2) ジェンダーを理由とするあらゆる暴力の根絶	41
(3) 多文化理解の推進	43

第5章 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

1. 町民・事業者などとの連携・協働の推進 47
2. 計画の推進体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
3. 国、県、他市町村との連携および協力 47

資 料 編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49

1. 西原町男女共同参画推進条例 51
2. 西原町男女共同参画審議会規則 55
3. 第4次男女共同参画計画審議会名簿 56
4. 第4次西原町男女共同参画計画(さわふじプラン)の策定について(答申) 57
5. 西原町男女共同参画計画推進本部設置規程 58

第1章 計画の概要

1. 策定の趣旨

(1) 策定の背景と趣旨

男女共同参画計画は、すべての個人が、あらゆる分野で活躍できる社会の実現を目指すものです。近年は以前に比べれば男女の格差も少なくなり、女性の地位も向上し、就労、子育て、権利などで改善されてきています。しかし、21世紀を迎えた社会においても、「男性だから」「女性だから」という意識が残るほか、社会では就労・収入・登用・セクハラ、家庭では家事・子育て・DV等で女性への負担・軽視も問題となっており、最近は「ワンオペ育児(母親が仕事の他に家事育児を一人でこなすこと)」という言葉も聞かれます。

計画では、こうした課題の解消・緩和を図るために、町の政策として取り組むことのほか、町民、職場、教育者、地域との協働により、男女共同参画の地域社会づくりを進めていくことを掲げます。目指すところは、下記の4項目です。

- ① すべての人が個性と能力を発揮できる活力ある持続可能な社会
- ② すべての人の人権が尊重される社会
- ③ すべての人がともに充実した職業生活・家庭生活を送ることができる社会
- ④ SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現

さまざまな問題

女性の人権

- ・男女差別(ジェンダー平等)
- ・社会的地位
- ・暴力

社会的慣行

- ・固定的性別役割分担
- ・男性は仕事、女性は家事
- ・年中行事での女性の負担

家庭生活

- ・子育て
- ・家事
- ・介護
- ・男性の参加

雇用就労

- ・役職の差
- ・給与差
- ・育児・介護休業
- ・出産後の再雇用

など

男女共同参画社会の実現

★男女とも、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会の実現★

協働による行動

教育

- ・子どもへの男女共同参画意識の醸成

町民

- ・女性の活躍
- ・男性の家事・育児参加

職場

- ・仕事と家庭が両立できる職場環境

地域活動

- ・自治会への女性参加
- ・男女がともに参加する活動を行う

行政

- ・実現に向けた様々な取組
- ・町役場の中での男女共同や女性の登用を進める

(2) 計画の目的

西原町男女共同参画推進条例の第2条において、「男女共同参画」の用語の意義を次のように定めています。

「すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮することにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと」

この計画は、上記の男女共同参画の実現に向けて、町・町民・事業者・教育関係者・各種団体等が一体となって総合的、計画的に行動することを目的として策定します。

西原町男女共同参画推進条例より一部抜粋
(前文)

わたしたちのまち西原町は、間切時代、首里王府の直轄領として栄えましたが、沖縄戦では住民の約半数が犠牲となりました。そのため平和を願い、自然と歴史文化を大切にし、近隣都市への交流地域として、さらに「文教のまち」として発展しています。

西原町では、日本国憲法にうたわれる個人の尊重と男女平等の理念に基づき、県内の町村に先駆け平成4年に西原町女性行動計画「さわふじプラン」を策定、また平成16年には町内の幼稚園及び小中学校に男女混合名簿を導入し、子どものころから性別にかかわらずすべての人が尊重されるまちを目指してきました。

しかしながら、地域や家庭に残る性別による固定的な役割分担などの古くからの慣習、また職場においても未だに残る不平等、さらに男女間におけるさまざまな暴力の存在など、まだ多くの克服すべき課題が残されており、わたしたちが目指す男女共同参画社会の実現に向けては、なお一層の努力が求められています。

ここに、わたしたち町民一人ひとりが互いの生き方を尊重し、その責務を担い、次世代につなげていくため、町及び町民等(町民、事業者、教育関係者及び各種団体をいう。

以下同じ。)が一体となって、真の男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを決意し、この条例を制定します。

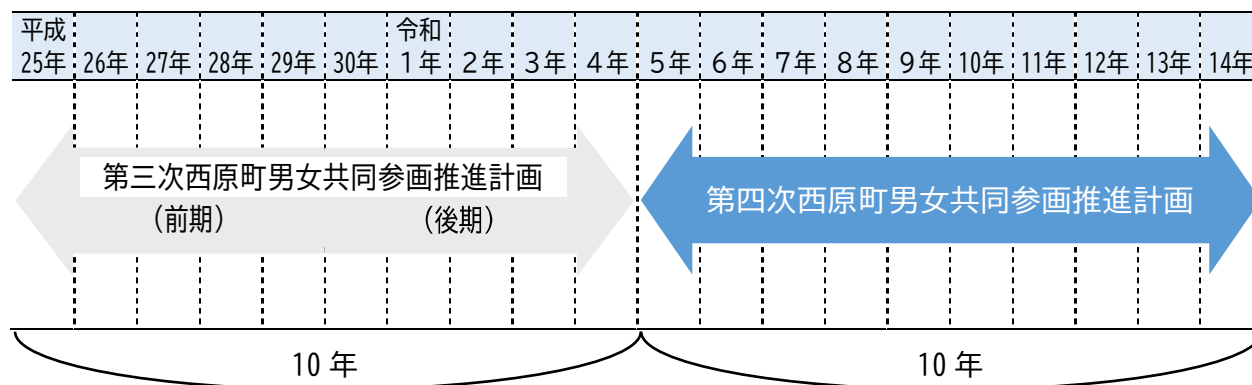
(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民、事業者、教育関係者及び各種団体の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、心豊かにいきいきとすべての人が支えあう、活力に満ちた西原町の男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

2. 計画の期間及び位置付け

(1) 計画の期間

本計画は、令和5年度を初年度とし、令和14年度を目標年度とする10年計画として策定します。
なお、実施状況の把握と評価を毎年度行うとともに、社会状況の変化等により、必要に応じて中間年度(令和8～10年度)での見直しを行います。



(2) 計画の法的根拠

「第四次西原町男女共同参画推進計画」は、男女共同参画社会基本法第14条及び西原町男女共同参画推進条例第13条に基づいた計画です。

【男女共同参画社会基本法(抜粋)】

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

【西原町男女共同参画推進条例(抜粋)】

(男女共同参画計画)

第13条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための男女共同参画計画を策定しなければならない。

(3) 計画の包含について

本計画を策定するにあたり、次の3つの計画を包含します。

- 1 「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画
- 2 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)に基づく市町村推進計画
- 3 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)に基づく市町村基本計画

【女性活躍推進法律について】

女性活躍推進法は、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、働きたい女性の個性と能力を発揮できる環境づくりのため制定されました。

【女性活躍推進法(抜粋)】

(都道府県推進計画等)

第6条 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律について】

令和2(2020)年の新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加により、女性に対する暴力の根深さが浮き彫りになった。国が定めた、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成 13 年法律3号)第2条において、地方公共団体は、「配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。」としています。

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(抜粋)】

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(都道府県基本計画等)

第2条の3

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

第2章 西原町をめぐる男女共同参画の姿

1. 近年の男女共同参画に関連する動向

近年は、SDGsの達成に向けた動きが活発化しており、「5. ジェンダー平等の実現(性別による平等)」を踏まえる必要があるほか、性の多様性(LGBT、性的少数者)への理解なども、第4次計画に盛り込んでいく必要があります。

SDGsの目標の5番目、「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げるターゲット



1. すべての女性と女の子に対するあらゆる差別をなくす。
2. すべての女性や女の子へのあらゆる暴力をなくす。
3. 女性や女の子を傷つけるならわしをなくす。
4. 家事や子育てではお金が支払われないが大切な「仕事」であることを認める(家庭内の役割分担などを通じて認め合う)。
5. 女性も男性と同じように政治や経済や社会の中でリーダーになれる、できるようにする。
6. 誰もが性に関することやこどもを産むことに関する健康と権利が守られるようにする。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2. 国の動向

国では女性の活躍を推進する取組を行ってきましたが、「指導的地位に女性が占める割合」は10%にとどまっており、また、2020年の世界経済フォーラムではSDGsの「5. ジェンダー平等の実現」において世界153か国のうち121位と低い状況にあります。このような状況を受けて、令和2年12月決定の「第5次男女共同参画基本計画」では、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」を重視した目標設定等を行っています。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者からの暴力や性暴力の増加、深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響が男女共同参画の重要性を改めて確認されることになりました。ポストコロナの「新しい日常」の基盤になることを目指しています。

男女共同参画に関する国の状況

男女共同参画基本計画

女性活躍推進法

- 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）
- 一億総活躍社会の実現
- 働き方改革
- 待機児童の解消

配偶者暴力防止法（DV防止法）

実現には課題が多い

- ・ 2020年に指導的地位に女性が占める割合30%が目標だったが、実際は10%程度に過ぎない。
- ・ 女性に対する暴力や性暴力、ハラスメント（セクハラ・マタハラ）なども問題が根深い。
- ・ SDGsの「5 ジェンダー平等を実現しよう」では153か国のうち121位で低くなっている。（2020年12月 世界経済フォーラム）

男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層加速させる

第5次男女共同参画基本計画の策定

国の計画と西原町の計画の比較(基本目標)

国の個別分野

第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月決定)	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月決定)
1 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍 2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 3 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 4 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進 5 科学技術・学術における男女共同参画の推進 6 生涯を通じた女性の健康支援 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶 8 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 10 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進 11 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立 12 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 2 雇用分野、仕事と生活の調和 3 地域 4 科学技術・学術 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶 6 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重 7 生涯を通じた健康支援 8 防災・復興等 9 各種制度等の整備 10 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進 11 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

踏まえて設定

踏まえて設定

西原町の方針

第三次西原町男女共同参画計画	第四次西原町男女共同参画計画
1. すべての人の人権の尊重 2. 互いの性を理解し、性と生殖に関する健康と権利の尊重 3. あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現 4. 社会における制度または慣行についての配慮 5. 政策や方針等の立案及び決定への共同参画 6. 家庭生活における活動と他の活動の両立 7. 国際社会における取り組みとの協調	◎ 女性の職業における活躍の推進を目的とした「女性活躍祉進法」に関する計画を盛り込む。 ◎ 人権の擁護と男女平等の実現を図るため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に関する計画を盛り込む。 ◎ 戦争やテロなどがもたらす、疾病、障がい、貧困の問題は女性や、こどもがその影響を大きく受けることから、「平和」であることが男女共同参画を目指す上での原点であるため、引き続き計画に盛り込む。 ◎ その他、評価や町民意識を見極めながら再編する。

3. 沖縄県の動向及び県内各市町村との比較

(1) 県内の動向

県では令和3年度に「第6次沖縄県男女共同参画計画」を策定しています。県から発信される情報の把握に努め、整合性を図りながら策定を行っています。また、関連する調査※が令和元年度と令和2年度に実施されており、この調査結果も参考としながら、策定しています。

※令和元年度「女性の環境や能力向上に関する調査」、令和2年度「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」

(2) 他市町村との比較

内閣府が取りまとめている「市区町村女性参画状況見える化マップ」や沖縄県で取りまとめている「市町村における男女共同参画行政の推進状況調査得点一覧」(令和4年4月)等を活用し、西原町の男女共同参画の推進状況、女性の活躍の状況把握を行っています。

西原町の女性の活躍の状況（市区町村女性参画状況見える化マップより／内閣府HP）

	全国の平均値		沖縄県 全体	西原町	
	市区別	町村別		割合	県内順位
管理職に占める女性の割合	17.3%	15.6%	15.7%	9.1%	27 位
係長相当職に占める女性の割合	35.2%	38.4%	35.4%	38.2%	13 位
議員に占める女性の割合	18.1%	12.2%	13.3%	10.5%	23 位
審議会の委員に占める女性の割合	29.5%	23.6%	30.6%	37.6%	7 位
女性委員がゼロの審議会の割合	10.1%	18.5%	13.5%	7.4%	31 位
自治会長に占める女性の割合	7.4%	4.2%	13.4%	15.6%	15 位
防災会議の委員に占める女性の割合	12.6%	7.0%	8.4%	—	—

令和4(2022)年度

第3章 計画の基本理念と計画体系

1. 計画の基本理念と基本目標

(1) 計画の基本理念

「西原町男女共同参画推進条例」の第3条に規定されている7つの基本理念をもって、本計画の基本理念とします。

1. すべての人の人権の尊重

すべての人が性別にかかわらず個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることがなく個人としての能力を発揮する機会が確保され、その人権が尊重されること。

2. 互いの性を理解し、性と生殖に関する健康と権利の尊重

すべての人が性別にかかわらず互いの性を理解し合い、妊娠、出産、その他の性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。

3. あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現

学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画が実現されるよう配慮されること。

4. 社会における制度または慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

5. 政策や方針等の立案及び決定への共同参画

すべての人が性別にかかわらず社会の対等な構成員として、地域、防災、環境その他町における政策又は民間を含むあらゆる団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

6. 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成するすべての人が性別にかかわらず互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、地域等における活動と両立できるよう配慮されること。

7. 国際社会における取り組みとの協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと協調の下に行われること。

（２）計画の将来像

西原町に住まう住民一人ひとりが高い人権意識を持ち、日々の交流を通じてお互いを尊重し、また認め合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

一人ひとりが高い人権意識を持ち、お互いを認め合うまちづくりをめざす

（３）計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、以下に挙げる5つの基本目標を設定します。また、5つの基本目標のそれぞれについて、本町の現状と課題を踏まえた今後の取組を本計画に明記します。

基本目標１．男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

基本目標２．すべての人が共に安心して暮らすための支援充実

基本目標３．仕事と生活における男女共同参画の推進

基本目標４．女性活躍のための方策の推進

基本目標５．積極的平和の希求

2. 計画体系



第4章 具体的な取組

基本目標 1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

(1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進



目指す将来像

西原町に住まうすべての男女がお互いを尊重し合い、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができるような社会となるために、すべての町民に男女共同参画の情報が広く共有され、家庭をはじめ様々な分野での理解が深まるまち

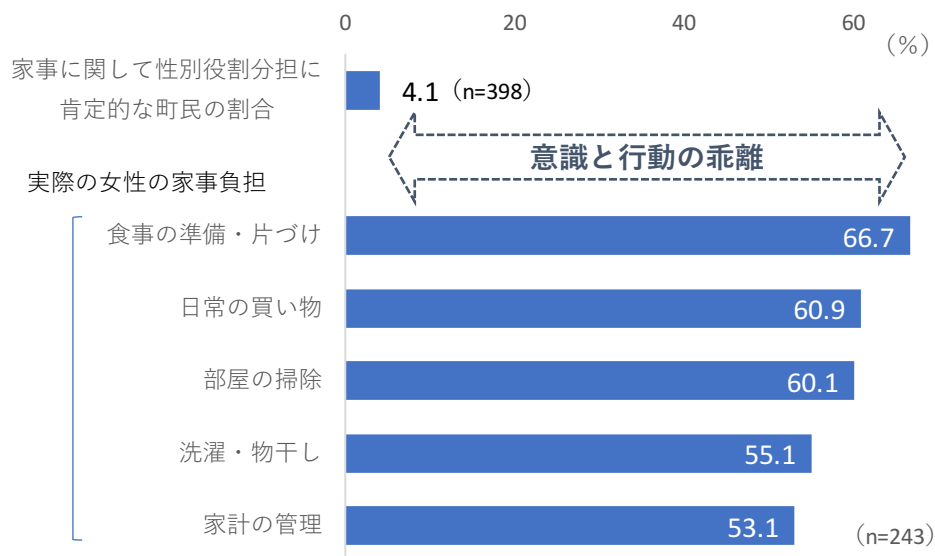


現状と課題

男女共同参画社会の実現を図るためには、町民一人ひとりが自分の中にある固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み、偏見)に気づき、見直すことが重要です。多様性を尊重する男女共同参画社会の理念や固定的な性別役割分担意識を形作る「社会的性別(ジェンダー)の視点」について、町民に対して広く理解を深める機会を提供し、男女双方の意識改革を促進する必要があります。

計画策定に先立ち町民に対して実施した「西原町第4次男女共同参画計画の策定に係る町民意識調査(以下、「町民意識調査」という)」において、家庭での男女の役割分担に関する意識を調査した結果、「必要に応じて男性も家事を行った方がよい」又は「男女は家庭でも平等に役割分担をする方がよい」と回答した町民の割合はほぼ9割(89.4%)に達しており、家事に関して性別役割分担に肯定的な町民の割合は 4.1%に過ぎません。この点のみを見れば、本町において性別役割分担意識は改善されているようにも思えます。

図表 1 家事に関する性別役割分担意識と実際の行動との乖離



(出典) 西原町第4次男女共同参画計画の策定に係る町民意識調査(令和5年)

しかしながら、別の設問において、実際に夫婦で家事の役割分担がどのようになされているかを尋ねたところ、「食事の準備・片づけ」をはじめ、「食料品等日常の買い物」「部屋の掃除」「洗濯・物干し」「家計の管理」など多くの項目で過半数の女性が家事負担をしている状況が明らかになっています。つまり、意識の上では理解が進んでいても、それが現実の行動として実行するまでには至っておらず、町民の意識と行動の間に大きな乖離が生じている状態であることが分かります。

以上より、男女共同参画に関連する用語をはじめとする概念の周知を進めることは当然のこととして、改善された町民の意識を実際の行動に移す取組も併せて必要であることが分かります。



具体施策

具体的な施策	施策の内容	担当課
多様な媒体を通じた広報・啓発活動	ホームページやSNS等の様々な媒体を通じて、男女共同参画の重要性及び必要性について、広報・啓発を行います。また、世代に合わせた効果的なツールを活用し、分かりやすい情報の発信を行います。	企画財政課
男女共同参画週間等の機会を通じた啓発	男女共同参画週間(毎年 6 月 23 日から 29 日までの 1 週間)を通じて、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めます。	企画財政課
第4次西原町男女共同参画計画(さわふじプラン)の周知	第4次西原町男女共同参画計画(さわふじプラン)の周知を図るため、町民に対して分かりやすく伝わりやすい計画概要版を作成し、周知・広報・啓発を行います。	企画財政課
SDGsを踏まえたジェンダー平等の啓発・理解	SDGsが目指す 17 の目標のうち、「ジェンダー平等の実現」について周知・広報を行います。	企画財政課
男女共同参画の視点に立った行政広報の推進	町が発行する刊行物などにおいては、女性に対する性差別の助長につながるような表現がないか留意するとともに、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージが社会に浸透していく表現に努め、多様な男女の生き方や働き方に関する町民の意識改革を促します。	総務課 企画財政課
男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの向上	メディアに描かれている性差別の情報を読み解く能力を高めるため、メディア・リテラシーの向上について啓発します。	企画財政課

(2) 人権と多様性を尊重するための教育・学習機会の充実



目指す将来像

西原町に住まうすべての男女がお互いを尊重し合い、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができるような社会となるために、こどもの頃から人権や多様性を尊重する心を育み、誰もが互いを認め合って支え合いながら暮らしていけるまち

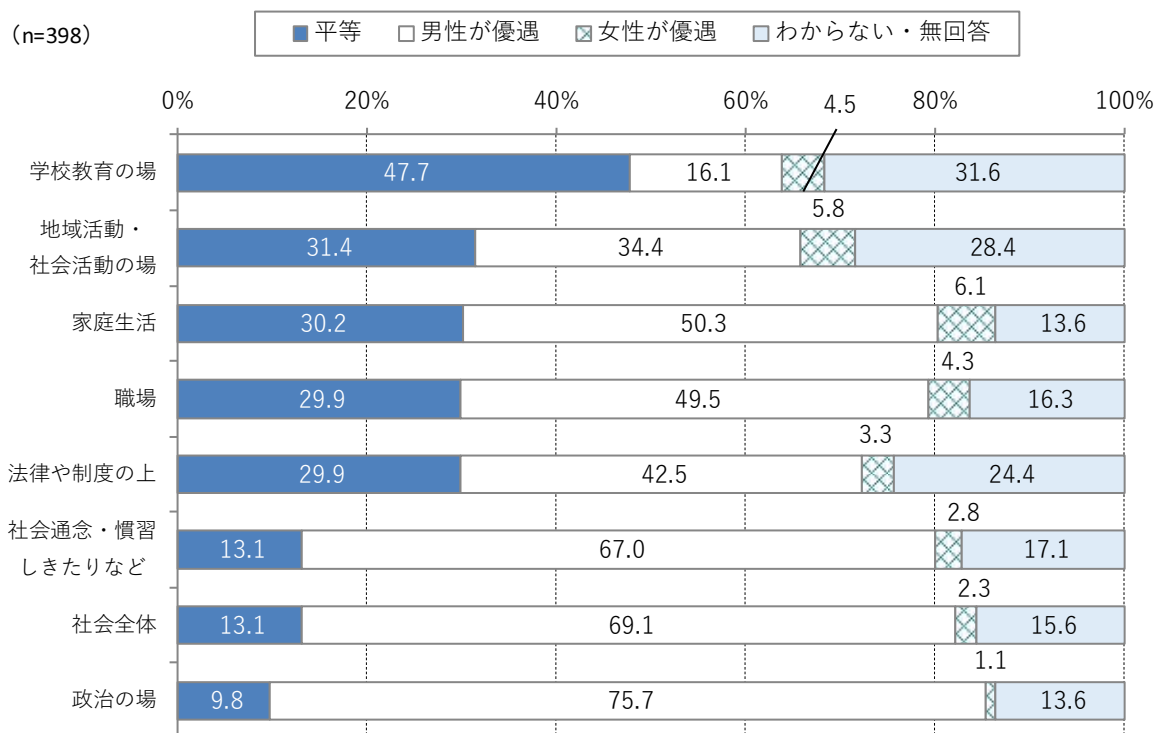


現状と課題

本町では、これまでもこどもの発達段階に応じ、人権尊重・男女共同参画の視点に立った多様な選択を可能にする教育・学習を推進してきました。町民意識調査結果を見ても、男女の地位の平等感について、学校教育の場が平等になっているとした町民の割合は 47.7%と他の分野と比較して高く、男女平等が進んでいると感じている人が多いものの、政治、社会通念、しきたりや慣習などでは男性が優遇されていると感じている人の割合が高いことが分かります。

乳幼児期における保護者の言動や考え方、地域社会にあるしきたりなどがこどもに与える影響は大きく、親からこどもへ無意識のうちに受け継がれていく場合もあります。そのため、学校における教育だけでなく、乳幼児期からの発達段階に応じた人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進が重要です。

図表 2 男女の地位の平等感



(出典) 西原町第4次男女共同参画計画の策定に係る町民意識調査(令和5年)

子育てに関しては、男女の区別なく、共に経済的自立や生活的自立を目指す考え方が本町においても主流となっていることが町民意識調査結果からもうかがえることから、教育現場においても、児童・生徒一人ひとりが自らの個性に応じた生き方の選択ができるよう、主体的に進路を選択する能力を身につけ、幅広い分野に進むことができるような指導のあり方が求められています。それ故、教え、指導する側の教職員自身が男女共同参画についての認識を高めることも重要です。



具体施策

具体的な施策	施策の内容	担当課
幼児期におけるジェンダー教育の推進	こどもの成長・価値観の形成に大きな影響を与える幼児期において、家庭との連携のもと、保育所・こども園や幼稚園等で固定的性別役割分担意識を植え付けない教育を推進します。	こども課 教育総務課
児童生徒へのジェンダー平等の学習機会・学校生活の推進	道徳の時間や総合的な学習の時間等、あらゆる場面を通し、固定的性別役割分担意識を植え付けないジェンダー平等の学習機会や学校生活を推進します。 また、LGBT等、性の多様性について理解するための人権教育について、こどもの発達段階に応じた取組を推進します。	教育総務課 生涯学習課
主体的な進路選択を支えるキャリア教育の推進	次世代を担う若者やこどもたちが性別に捉われることなく、それぞれが望む進路を主体的に選択でき、幅広い分野に進めるよう、適切な進路指導やキャリア教育の推進を図ります。	教育総務課 生涯学習課
保育、教育関係者に対する男女共同参画意識の啓発	保育士や教職員等の関係者に対して啓発を実施し、男女共同参画意識の更なる高揚を図ります。	こども課 教育総務課
学校教育での人権教育等の推進	人権ガイドブックの活用をはじめ、道徳の時間や平和学習、総合的な学習の時間等、あらゆる場面を通し、学校教育において多様性を認め合える人権教育やDV等の教育を推進します。	教育総務課
人権の尊重を踏まえたメディア・リテラシーの推進	情報化社会の中で、人権を尊重した情報モラルを身につけられるよう、SNSやインターネットの活用に係るメディア・リテラシーについて、人権尊重の観点を踏まえた情報モラルの周知と指導を行います。	企画財政課 総務課
性教育・思春期教育の推進と環境整備	すべての人がともに性に関する正しい知識を持ち、命の大切さや親になることの意義、人権尊重について理解と認識を深めるため、発達段階に応じた性教育・思春期教育を推進します。また、学校現場への生理用品の配置などに取り組む等、性教育・思春期教育のためのインフラ整備を進めます。	関係各課
性的指向・性自認に関して悩みを抱える児童・生徒に対するきめ細かな対応	性的指向や性自認に関して悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制を充実させるとともに、多様な性のあり方を正しく理解し、互いを認め合うための取組を推進します。	こども課 教育総務課

基本目標 2. すべての人が共に安心して暮らすための支援充実

(1) すべての人が安心して暮らせる社会づくり



目指す将来像

すべての人が共に安心して暮らせるために、町民同士が多様性(ダイバーシティ)を尊重し、地域の中で互いを認め合うと同時に、生活上の困難に直面している町民が、法制度や地域の見守り・寄り添い・支え合いを受け、自立した生活を送れるまち



現状と課題

非正規雇用や単身世帯・ひとり親世帯の増加、グローバル化の進展など、社会や経済の状況が急激に変化していくなかで、貧困や社会的孤立などの困難を抱える人が増加しています。支援を必要とする世帯には複合的な問題がある場合も多いことから、多面的に支援する必要があります。男女共同参画の視点に立ち、さまざまな困難を抱える人々が安心して暮らせるよう、各世帯の実情に応じた、切れ目のないきめ細かな支援が求められています。

女性は結婚や出産、育児などのライフイベントにより生活スタイルが激変することで特に就労面で大きな影響を受けやすく、家計補助的な非正規雇用を特徴とする働き方を選択せざるを得ない場合が多くあります。離婚などをきっかけに生活上の困難に陥ることも少なくないことから、長期的な展望に立って安心して暮らせるよう支援する必要があります。

高齢単身女性世帯や母子世帯などのひとり親世帯は生活上の困難、特に貧困に直面することが多いため、その対策を講じる必要があります。次世代への貧困の連鎖を断ち切るため、個人のさまざまな生き方に沿った支援が必要です。また、困難に直面してもコミュニティ内で相談できる人が少なくなっていることから、当事者の孤立防止も急務です。必要に応じて、関係機関での情報共有や意見交換が的確に行われるよう、連携協力体制の強化も必要です。

女性は男性よりも平均的に長寿であるため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受けます。また、障がいがあること、外国人であることなどに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれないう、生活や就業面の支援や人権擁護の取組が必要です。

最近では性的少数者の人権問題が顕在化しつつあり、性的指向や性自認などを理由に困難な状況に置かれないう、その理解の促進など新たな取組が求められています。



具体施策

具体的な施策	施策の内容	担当課
生活困窮世帯への自立支援	生活困窮世帯の自立支援を図るため、生活困窮世帯への自立相談支援や就労準備支援に努めます。	福祉課 こども課
ひとり親家庭に対する生活の支援	ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進を図るため、相談体制の充実を図り、ひとり親家庭への支援制度の情報提供や就労支援等を行います。	こども課
こどもの孤立(貧困)の防止に向けた支援の充実	西原町教育委員会を含む各関係機関等と連携し、西原町こどもの居場所運営支援事業を通じて、孤立しているこども達やその世帯の支援を行います。	こども課
若年妊産婦に対する支援の充実	保健師や助産師と連携しながら、若年妊産婦への専門的な助言・指導による産前からの切れ目のない支援を行うとともに、生活困窮世帯の若年妊産婦に対して、安全・安心な居場所を提供し、人とつながり、社会とつながる機会を作りながら寄り添い支援を行います。	こども課
高齢者が安心して暮らせる環境の充実	すべての人が、高齢になっても介護を必要とせず、生きがいを持って暮らせるよう、生きがい活動の機会の確保や参加促進、就労支援、介護予防事業の充実を推進します。また、高齢者の性別や生活実態・ニーズを踏まえた包括的なケア体制充実を図ります。	福祉課 健康保険課 産業観光課
障がい者が安心して暮らせる環境の充実	障がい者を理由とする差別の解消の観点から、すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合い、共に生きる地域づくりを推進します。また、障がい者の性別、年齢、障がいの特性及び生活実態等に応じ、個別的な支援の必要性を踏まえたきめ細かい支援を図ります。	福祉課
性的指向や性自認などに関する理解の促進	性的指向や性自認に対する偏見や差別の解消をめざし、その理解促進に向けた啓発活動に取り組みます。	企画財政課

(2) 生涯にわたる健康づくり支援



目指す将来像

町民の健康的な生活を確保するとともに、妊娠、出産から子育て期に至る切れ目のない支援を受け、すべての人が健やかに安心して暮らせるまち



現状と課題

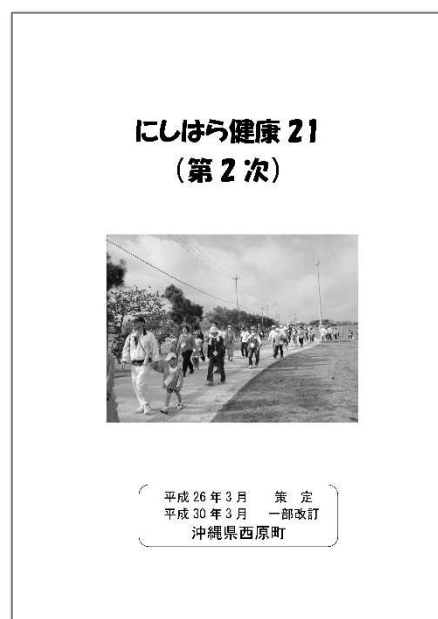
男女が互いの身体的性差を十分に理解し、互いに尊重し合い生涯にわたって健康で自分らしい生活を送ることは、男女共同参画社会の実現に向けて基本となるものです。

女性は、妊娠・出産を通じて心身ともに大きな変化があり、女性の健康支援にとっても大きな節目となります。近年では、婚姻・出産年齢が上昇するとともに、女性のライフスタイルも多様化しており、出産に伴うリスクが大きくなることが懸念されることから、安心してこどもを産むことができるよう環境を整備することが大切です。

また、身体の発達とともにこどもの性の早熟化が進んでいる中で、こどもたちが「性と人権」について正しい知識・情報を得ることができるような教育・啓発が重要です。望まない妊娠や性感染症に関する適切な予防についての的確な判断ができるよう、早い時期からの思春期保健対策を進めていくとともに、「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」について、男女双方の理解を促す必要があります。

性の理解と尊重については、現在、学校教育の中で、命を大切にする教育やこどもの発達段階に応じた性教育などを行っています。こどものこころやからだの健やかな成長と、生涯を通じての健康づくりの基盤を形成するためにも、家庭、学校、地域などが連携して性教育や健康教育をさらに充実させる必要があります。

また、本町では「にしはら健康 21(第2次)」に基づき、ライフステージに応じた健康づくりを推進していますが、今後も、町民の生活習慣の改善や健康づくりを支援するための健康教育・相談体制、健康診査実施体制の充実はもとより、生涯を通じた女性の健康支援として、安全・安心に出産できる環境整備や、女性特有のこころやからだの悩み、更年期・不妊の悩みについても気軽に相談できる体制を充実させることが重要です。



にしはら健康 21 (第2次)



具体施策

具体的な施策	施策の内容	担当課
男女の健康づくりの普及・啓発	健康づくり活動に主体的に取り組む団体や事業者、関係機関が連携し、健康診査の受診や生活習慣の改善等について啓発を行います。	健康保険課 関係各課
妊娠期からの切れ目のない支援の推進	妊娠初期から子育て期において、それぞれの段階に応じた相談支援を行う「こども家庭センター」を中心に、妊娠期からの切れ目のない支援を行い、親子健康手帳発行時の保健指導、栄養指導をはじめ、妊娠出産に関する健康相談、産後ケア、保健指導、栄養指導等、母子保健サービスを推進します。	こども課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念について普及を図るため、情報提供を行います。	こども課 企画財政課
性教育などの充実	生命の大切さ・尊さを理解する教育を実践するとともに、望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の習得など、ライフステージに応じた性教育について広く啓発を行います。	企画財政課 生涯学習課
生涯を通じた女性の健康支援	乳がん、子宮頸がんなど女性特有の各種がん検診の受診勧奨を図るとともに、妊娠・出産など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談、訪問指導を実施します。	健康保険課 こども課
住民健診・がん検診の充実	すべての人が生涯にわたって心身共に健康に過ごせるよう、住民健診やがん検診などの保健事業を充実します。特に、女性については、妊娠、出産期の健康管理をはじめ、婦人がん検診の実施及び特定の年齢に達した女性に対する子宮頸がん・乳がん検診の受診啓発を継続するなど性差に応じた支援を図ります。	健康保険課

(3) 男女共同参画の視点に立った地域防災



目指す将来像

平常時から地域の意志決定に男女が共に参画することで防災対策を講じておき、また、いざ災害が生じたとしても、男女がともに安心して避難できることで、災害の有無にかかわらず、すべての人が普段から安心して暮らせるまち



現状と課題

沖縄県は年平均8回程度の台風が接近し、県内の様々な箇所で土砂崩れなどの被害が出ています。西原町においても土砂災害危険箇所等が各地に存在します。また、県の地震・津波想定では西原町内で多くの浸水エリアが存在しており、近年、全国各地で多発する地震や豪雨による冠水、土砂災害などの被害の報道を目の当たりにする機会が増えることで町民の防災意識も年々高まっています。

このような状況の中で、平常時から防災対策や災害時の対応を定めておく必要がありますが、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮する必要があります。

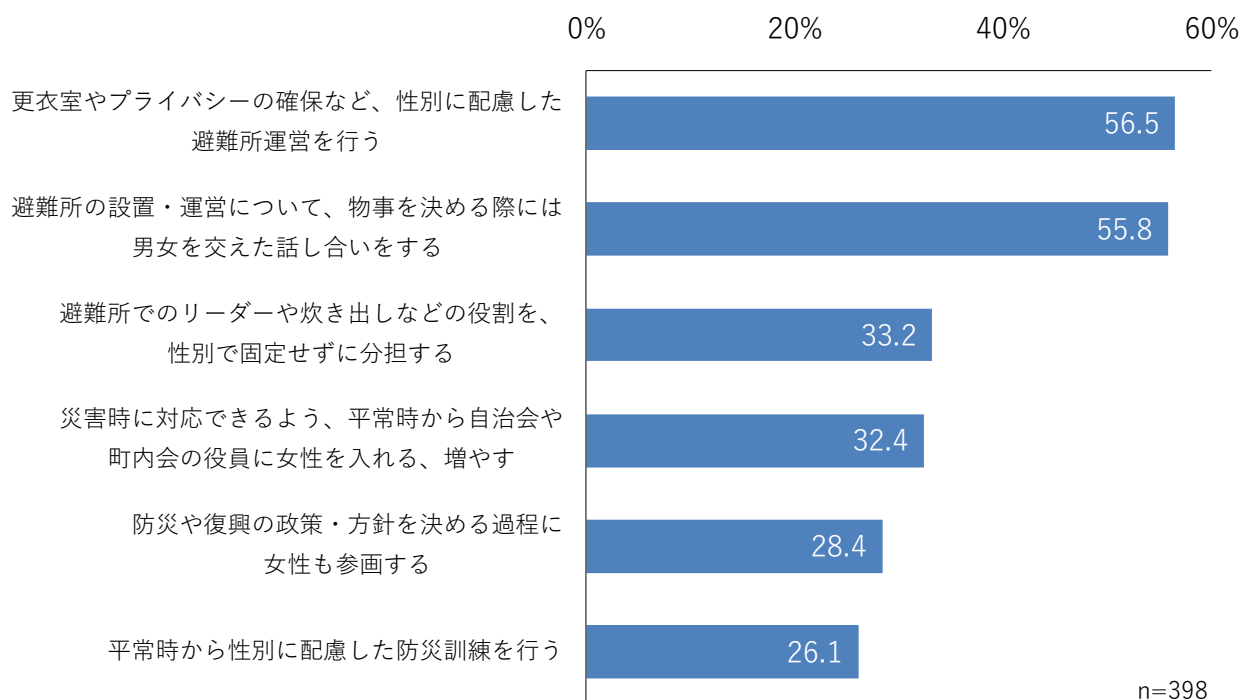
国においては、東日本大震災など、過去の災害の教訓をもとに、防災対策や災害対応について男女共同参画の視点を取り入れることの重要性が認識されています。令和2年5月には、内閣府で「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が策定され、「女性は防災・復興の「主体的な担い手」である」、「男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置づける」などの方針が示されています。また、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被災者支援などを実施し、地域の防災力を向上させるため、これまで男性を中心として考えられていた防災や復旧・復興などの全ての局面における意思決定過程に女性の参画を促進し、女性や要支援者に配慮した防災体制を確立する必要があります。

町民意識調査結果からも、性別に配慮した防災・災害対応のために必要なこととして、「更衣室やプライバシーの確保など、性別に配慮した避難所運営を行う」(56.5%)、「避難所の設置・運営について、物事を決める際には男女を交えた話し合いをする」(55.8%)が半数を超えており、災害対応に男女共同参画の視点を取り入れる余地が大きく残されていることが分かります。

地域の安全・安心という見地からは、東日本大震災や熊本地震の教訓を活かし、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災・災害復興対策を行うとともに、性別に配慮した対応にとどまらず、さまざまな立場の人に配慮した防災意識の向上を図る必要があります。

性別や年齢にかかわらずあらゆる町民が防災・減災・災害復興に参画できるよう防災意識の向上を図るとともに、男女のニーズの違いや、障がい者、高齢者など災害時に困難に直面する人々に配慮するなど、男女共同参画の視点を組み入れた防災・減災・災害復興対策に取り組む必要があります。

図表 3 性別の違いに配慮した防災・災害対応のためにどのようなことが必要か（上位6位）



（出典）西原町第4次男女共同参画計画の策定に係る町民意識調査（令和5年）



具体施策

具体的な施策	施策の内容	担当課
防災の分野に関する意見の反映や女性委員の登用	町の地域防災計画や災害時の避難、避難所や被災後の生活での様々な問題を解決するために、女性やその他多様な方々の視点を取り入れるとともに、防災会議の委員などに登用を図ります。	環境安全課
防災・減災・災害復興の企画・立案における女性の参画促進	各種対応マニュアルの策定等の企画・立案において、女性の参画を促進することで、さまざまな立場の人のニーズに配慮するよう努めます。	環境安全課
自主防災組織等への女性の参画促進	自主防災組織、地域での防災活動への女性の参画を働きかけます。	環境安全課

基本目標 3. 仕事と生活における男女共同参画の推進

(1) 仕事と生活の調和の推進



目指す将来像

ワーク・ライフ・バランスが浸透し、誰もが仕事と私生活を両立しながらゆとりある暮らしができるまち



現状と課題

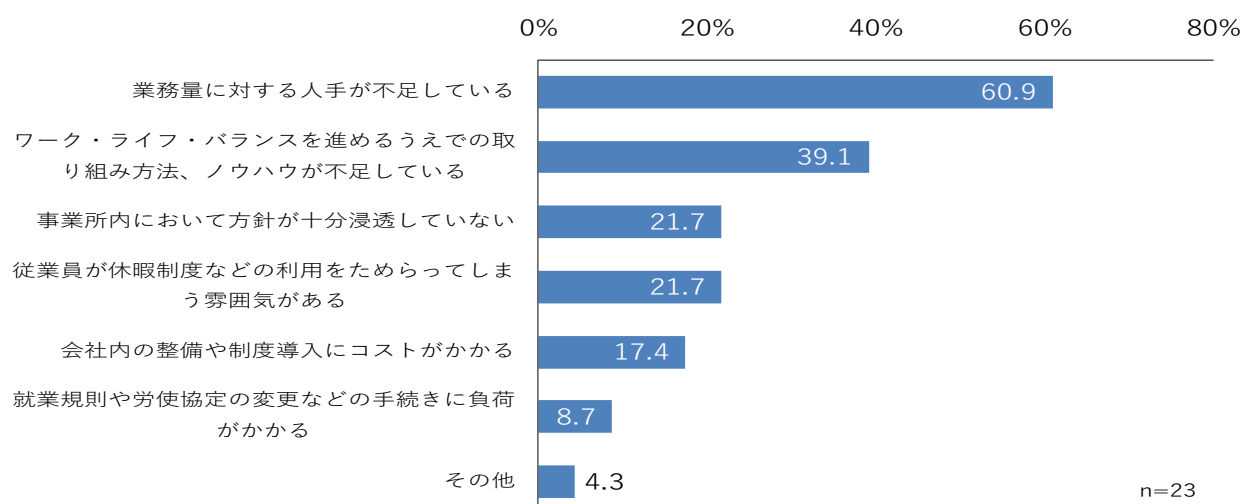
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)とは、「仕事」と、子育てや家庭生活、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和がとれている状態を指します。ワーク・ライフ・バランスが保たれた社会の実現は、女性だけでなく男性にとっても暮らしやすい社会につながるものであり、女性の活躍推進に加え、人々が多様な働き方・生き方を選択できるようにしていく上でも重要です。

しかし、労働現場では未だに男性正社員の働き方を前提とした組織や制度の在り方が根強く残っています。特に、長時間労働は男女ともに家事、育児、介護などへの参画を困難にするものであり、女性の活躍の大きな障壁となるだけでなく、男性の生活の豊かさを奪うものでもあります。働きたい女性が仕事と子育て・介護などの二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方などを通じたワーク・ライフ・バランスの実現が喫緊の課題となっています。

「第2期西原町人口ビジョン 西原町デジタル田園都市構想総合戦略」(令和5年3月)によると、本町の総人口は増加しているものの、生産年齢人口はすでにピークを過ぎ、減少期に突入しています。事業者調査結果からも、ワーク・ライフ・バランスを進める上で、「業務量に対する人手が不足している」(60.9%)が最も大きな課題として挙げられています。今後、少子高齢化が進行することにより労働人口が減少することで、事業所にとっては優秀な人材の確保がますます重要な課題となっていくものと考えられることから、さらなる事業所への啓発が必要です。

男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現していくためには、依然として女性に偏りがちな子育てや介護の負担を軽減していく必要があります。子育て支援については「ゆいまーるにしはらわらびプラン(西原町子ども・子育て支援事業計画)」、介護サービスについては「ことぶきプラン(西原町高齢者保健福祉計画)」に基づき、それぞれ整備・充実を図っていますが、ワーク・ライフ・バランス実現のためにも、さらなる子育て・介護環境の整備・充実が必要です。

図表 4 事業所でワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を進める上で課題となること



(出典) 西原町第4次男女共同参画計画の策定に係る事業者意識調査(令和5年)



具体施策

具体的な施策	施策の内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスについての意識の醸成と啓発	長時間労働の削減や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けて、仕事と家庭の両立を支える環境整備と職場風土づくりのための啓発と情報提供に努めます。また、事業所の主体的な取組を促すとともに、事業所にとってのワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットやワーク・ライフ・バランス推進のための国、県の制度等について周知を図ります。	企画財政課 産業観光課
男性に向けた各種研修会、講座等の開催	家事・育児を分担するきっかけづくりとして、男性を対象とした各種研修会や講座等を実施し、男性が家事・育児を分担する意識を促します。	生涯学習課 総務課 企画財政課
子育て支援の充実	仕事と子育ての両立や、子育てが安心してできる環境を整備するため、病児・病後児保育等の多様な保育サービス、幼稚園での預かり保育、学童クラブの充実、認可外保育施設への支援等を図ります。また、「地域子育て支援センター」の周知に努め、地域への子育て支援を図るとともに、男性の参加促進を働きかけます。	こども課
介護サービス等の充実	仕事と介護の両立や、介護負担を軽減できる環境を整備するため、介護サービスの充実を図るとともに、地域で高齢者や障がい者を支援するボランティア等の育成・支援を図ります。また、男性の介護参加を促進し、男女が共に介護を担っていくように働きかけます。	福祉課

(2) 職場における男女平等の実現



目指す将来像

職場での男女平等が実現し、すべての人が不安なく、意欲をもって就労できるまち



現状と課題

現在の就労の実態としては、特に女性の力が十分に発揮できていない状況があります。そのため、働くことを希望する女性はその希望に応じた働き方を実現できるよう社会全体で取り組んでいく必要があります。

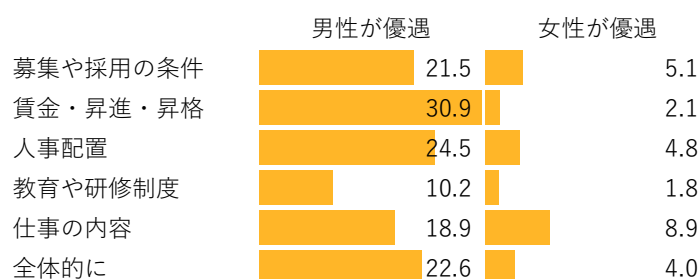
働く男女が就労を続けていくためには、職場での固定的な性別役割分担意識を払拭し、働く意欲を高めていかなければなりません。また、男女ともに育児休業の取得を推進するとともに、仕事と家庭・地域活動などを両立させ、生涯を通じて安心して働き、生活できるよう、町民や事業者への啓発を行うとともに、社会環境の整備を進める必要があります。

パートタイム労働などの非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えるという意義もある反面、女性の非正規雇用の割合が高い現状から女性の貧困や男女の賃金格差の一因ともなっているため、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員への転換に向けた一層の取組が必要です。働く女性がその能力を十分に発揮できるように、男性とともに長時間労働の削減、休暇の取得などによる働き方改革を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現や、多様で柔軟な働き方ができる働く人の立場に立った環境整備と、男女間格差の是正に向けた事業所の自主的かつ積極的な取組(ポジティブ・アクション)を促進する必要があります。

妊娠・出産・育児休業などを理由とする、解雇・雇止め・降格などの不利益な取扱い(マタニティ・ハラスメント)を受けることなく就業を継続していくためには、多様な働き方に対応した就業支援や環境整備が重要です。

また、男女雇用機会均等法の改正などの法整備により、職場における男女の均等な機会と待遇の確保などの条件整備は進みつつあります。しかしながら、町民意識調査結果を見ると、職場では多くの場面で男性の方が優遇されていると感じている人が多くいることが分かります。特に、「賃金・昇進・昇格」では 30.9%が男性の方が優遇されていると回答しており、女性の方が優遇されていると回答した人の割合(2.1%)と比べると明らかな差異があることが分かります。

図表 5 職場で性別によって差があると思うか



(出典) 西原町第4次男女共同参画計画の策定に係る町民意識調査(令和5年)



具体施策

具体的な施策	施策の内容	担当課
男女の均等な雇用機会 や労働水準等の確保	職場において、採用・昇進・配置・研修等で、性別によって不利な扱いを受けることがないよう、事業所等への男女雇用機会均等法の普及・啓発を行います。また、パートタイム労働者、契約社員、派遣社員等の適切な処遇・労働条件の改善に向けた周知・啓発を図るとともに、最低賃金等をはじめとした適正な労働水準の確保を図ります。	総務課 産業観光課
各種ハラスメント対策 の周知	誰もが働きやすい職場環境としていくため、事業主に対し、職場の各種ハラスメント対策として雇用管理上講ずべき措置の周知を行い、認識の向上や適切な対処体制の構築等を促進します。また、企業や団体の各種ハラスメントの防止対策への働きかけに努めます。	総務課 産業観光課
職場における妊娠中・ 出産後の配慮及び男 女の健康管理対策の 実施	女性労働者が妊娠中・出産後において健康で働きやすい職場づくりを目指すとともに、妊娠、出産を理由とする不利益な扱いを受けないよう、啓発を行います。また、長時間労働の抑制によるメンタルヘルスの確保や職場における健康管理を進めるとともに、事業所等への啓発を図ります。	総務課 産業観光課
育児・介護を支える職 場環境の整備	仕事と家庭生活の両立に向けて、事業所に対し育児休業制度や介護休業制度の導入を働きかけるとともに、男女ともに育児休業・介護休業等が取得しやすい環境づくりを促進します。	総務課 産業観光課
就労環境の改善を通し た男性の働き方の見直 し	国や県の施策の周知を図るなど、職場における父親の働き方の見直し、育児参加に関する啓発を行い、夫婦で働きながら育児に取り組める環境を目指します。また、仕事と生活の調和について事業所への啓発を行います。	産業観光課 企画財政課
女性の再就職支援に向 けた情報提供	出産後の女性の雇用について、関係機関等との連携のもと、就職情報や講座に関する情報提供等を図ります。	企画財政課 産業観光課
家族従業者への支援	農業などにおいて女性が対等なパートナーとして経営等に参画できるよう家族経営協定の確立の普及を、関係機関等と連携して普及・促進します。	産業観光課

基本目標4. 女性活躍のための方策の推進

(1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大



目指す将来像

管理職など、指導的立場で活躍する女性が増え、すべての人が自らの力を発揮するとともに、多様な町民の視点や考え方をまちづくり、民間事業所・団体の活動に反映させていく活力あるまち



現状と課題

男女共同参画社会を形成していくためには、男女がともに広く地域や社会の活動に参加していくこと、政策をはじめ社会のあらゆる意思決定の場に男女が対等な立場で参画し、多様な考え方を尊重し生かしていくことが大切です。しかし、現実にはさまざまな分野で女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、地域や社会の意思決定に関わる場面においては、男性に比べ、女性の参画が十分とはいえない状況が見られます。

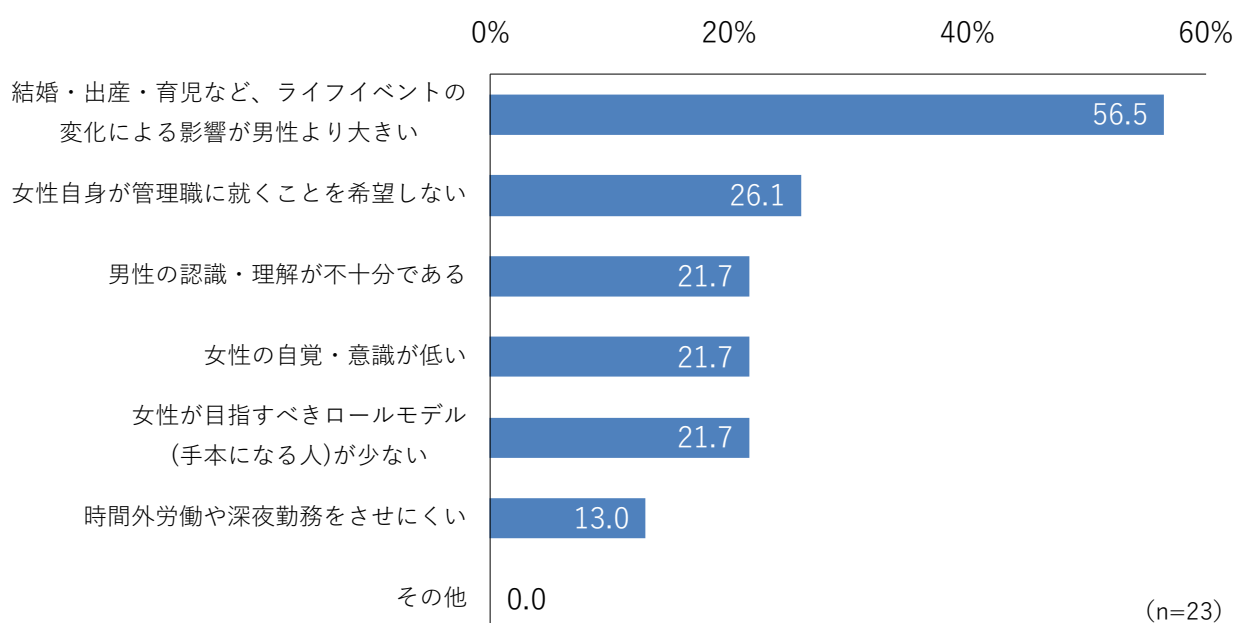
このような状況を見直し、地域や社会における意思決定過程への女性の参画をさらに進めるためには、女性が活躍できるよう環境の整備を進める必要があります。また、女性自身がさらに力量を高めていくこと(エンパワーメント)も重要です。

本町では、男女共同参画推進条例において、審議会等の委員の男女比はどちらか一方が10分の4未満にならないように定めています。しかしながら各審議会等によって委員の男女比に偏りがあり、今後も引き続き積極的改善措置を講じ、各種審議会等へ女性の参画を促進する努力が必要です。

令和4年2月に策定した「西原町における特定事業主行動計画」では、令和7年度までに管理的地位にある職員に占める女性割合を、令和2年度の各部局全体を合計した実績(9.0%)より引き上げ、22.0%以上にする、係長相当職の女性職員の割合を令和2年度の実績(33.8%)より引き上げ、40.0%以上を目指すことを目標に掲げており、さらなる職員の意識改革と人材育成の推進を図る必要があります。

一方、事業所や地域活動団体などについても、その意思決定過程に対する女性の参画が十分とはいえない状況がうかがえます。事業所調査の結果を見ると、女性の活躍を促進する上で課題となっていることとして、「女性自身が管理職に就くことを希望しない」(26.1%)、「女性の自覚・意識が低い」「女性が目指すべきロールモデル(手本になる人)が少ない」(ともに21.7%)という回答も見られ、女性自身の意識改革やスキルアップに課題があると認識されている考えも一定数存在しますが、男性中心の働き方を見直したり、女性が活躍しやすい環境を整えたりすることで状況を変えていく必要があるといえます。

図表 6 女性の活躍を促進するうえで課題となっていること



(出典) 西原町第4次男女共同参画計画の策定に係る事業所調査(令和5年)



具体施策

具体的な施策	施策の内容	担当課
審議会・委員会など意思決定の場での女性登用率の向上	審議会・委員会委員の選任について、男女を問わず幅広い人材の登用を図ります。また、審議会・委員会等における女性委員のいない審議会等の解消や、女性委員比率の向上に向けて積極的に取り組みます。	企画財政課
役場女性職員の管理職等への登用促進	女性職員について、研修などへの積極的な参加を促すとともに、能力のある女性の昇任・管理職への登用、職域の拡大を図るなど、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の働きかけを行います。	総務課 企画財政課
民間事業所・団体等に対する女性の管理職登用の啓発実施	民間事業所や商工会等関係団体、自治会等に対し、女性の登用・女性管理職登用の啓発を図ります。	産業観光課 総務課
女性リーダーの人材育成	指導的立場を担う女性リーダー育成のため、研修や講座等の機会の提供と情報提供の充実を図ります。	企画財政課 産業観光課 生涯学習課
女性のための講座等の周知・広報	関係機関等が実施する、女性の人材育成講座等に関する情報の周知・広報を行います。	企画財政課 生涯学習課

(2) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進



目指す将来像

地域に残るこれまでの慣行を見直しながら、すべての人が、参加したい行事や伝統芸能、防犯、防災、見守り活動などに自由に参加し、つながりを持って地域活動することで女性が活躍するまち



現状と課題

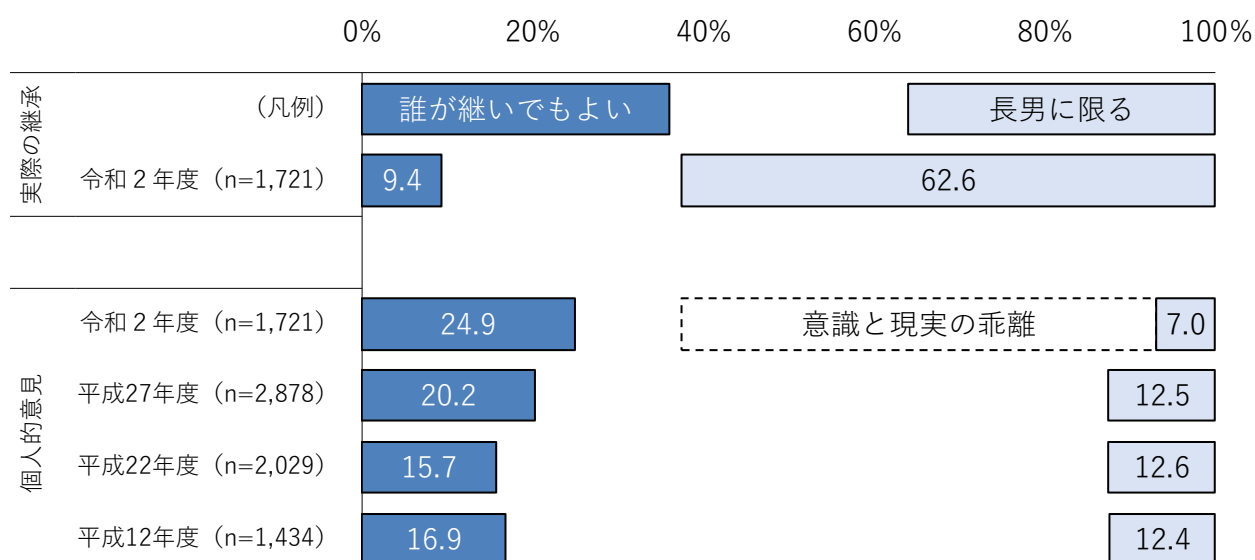
地域社会は、家庭とともに最も身近な暮らしの場として非常に重要な役割を担っており、住民の日々の生活に密接し、意識や考え方に大きな影響を与えています。都市化の進展や個人、世代間の価値観の多様化を背景に、地域での人のつながりが希薄化する中で地域力を高めるためには、さまざまな分野において一人ひとりが持っている知識や経験、能力を十分に発揮でき、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスに捉われることなく、男女がともに協力して参画することが必要となります。

沖縄には古(いにしえ)から続く、数多くの優れた文化が各地で継承されています。本町においても綱引き(ウマチー綱、ニンサー綱、ウファチ綱)、村遊び、獅子舞、エイサーや、棚原のミルク、翁長のヨンシーなど、伝統と文化に恵まれたまちです。一方で、伝統的な祭礼行事や地域のお祭りなどには、女性の参加が認められない習慣があるものも存在しています。

地域で受け継がれてきた伝統や文化に関して、かつての慣習が機能し、社会に浸透していた時代があったことは事実です。それを踏まえたうえで、男女によって関わり方や役割などで不本意に不利益をもたらす部分があった点は見直す必要があると考えます。決して否定するのではなく、これまでのものを理解しつつも現代社会やこれからの時代に合わせて改善しながら、地域の伝統や文化をアップロードすることが重要です。

このような地域の取り組みや、トートーメー問題などの慣習的な部分についてそのトレンドが変遷する中、新しい考えや人権意識と衝突するのではなく、変容が必要な点は理解しあって、文化を大切にしつつ地域伝統を時代に合わせていくことが必要です。

図表 7 トートーメー継承について、個人的意見と実際の継承実態



(出典)「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」報告書(令和3年1月)



具体施策

具体的な施策	施策の内容	担当課
地域社会での男女平等意識の啓発	家庭、職場、地域社会などにおける社会制度や慣行について、すべての人が社会の一員として対等な立場で意思決定をし、自らの責任を果たせるようにしていくなど、意識の啓発を図ります。	企画財政課
伝統文化・芸能における男女共同参画への理解促進	伝統的な性別意識・慣行のある伝統文化・芸能について、性別に偏らず、希望する人が参加できるように促すなど、時代に合った伝統文化・芸能の保存と継承について理解促進を図ります。	文化課
地域の社会制度や慣習などの社会問題に関する各種啓発	地域の伝統、継承されている慣習や文化と新しい考えや人権意識などの共存を図ります。また、多様性のある考え方が地域の伝統や文化に活かされるよう、各種啓発活動や情報提供を行うとともに、トートーメー継承問題などの個別課題も含めて時代にあった理解が進むよう、町民の参画を図ります。	企画財政課
町民の自治会や各種団体の活動への参加促進	すべての人がともに自治会や各種団体の活動に参加し、互いに支えあい協力し合うことで、多様な考え方が地域づくりや各種活動に活かされるよう、広報や様々な講座等を行い、自治会や各種団体の活動など様々な地域活動への町民の参画を促進します。	企画財政課

基本目標 5. 積極的平和の希求

(1) 平和の継承と発信



目指す将来像

町民が戦争の記憶を風化させることなく、平和を継承・発信していくとともに、誰もが安心して様々な活動に参加できる平和なまち



現状と課題

戦争は究極の暴力であると言えます。

沖縄県は太平洋戦争で国内唯一の地上戦を経験し、筆舌に尽くしがたい人的・社会的・文化的な被害を受けました。本町も例外ではなく、建設途中の東飛行場周辺が狙われた大規模な空襲に伴い、隣接する小那覇集落の民家が銃爆撃を受けた他、米軍上陸後は本町を含む丘陵地帯に陣地壕を構えた第 32 軍との激戦地となったことで多くの住民がその戦いに巻き込まれました。

現代においても世界の各地で戦争や紛争は無くなっておらず、むしろ複雑化、不安定化する状況下において、新たな戦争の火種がここかしこに燦々しているともいえます。

2022 年(令和 4 年)2 月 24 日にロシアがウクライナに侵攻しましたが、プーチン政権はこの侵略を「戦争」ではなく「特別軍事作戦」と呼称しています。どのような呼び方をしたとしても、私たちがこの世界から無くしたい暴力であることは間違いがなく、従って、私たちが「平和」と言った時、それは単に戦争がない状態を表すのではなく、あらゆる暴力が無い状態を指しているということを明確にしておかなくてはなりません。

ノルウェーの社会学者・数学者であるヨハン・ガルトゥングは、暴力を「直接的暴力」と「構造的暴力」の 2 つに分け、戦争のない状態を平和と捉える「消極的平和」に対し、貧困・抑圧・差別など構造的暴力のない状態を「積極的平和」とする概念を提起しました。私たちは、戦争はもちろんのこと、構造的暴力も含めてこの世から無くす努力を重ねていく必要があります、その視点において、本項で述べる平和の継承と発信は男女共同参画社会の実現を目指す私たちの目的と一致すると考えています。



西原の塔

西原村(現・西原町)は沖縄戦当時、日本軍の飛行場があったうえ、司令部が置かれた首里攻防をかけた激戦の地であったため、住民の約 47% が死亡するなど多くの被害を出しました。「西原の塔」は、旧西原村役場敷地内に 2 万 5000B 円(米軍占領下で流通した貨幣)を投じて建立され、戦争で亡くなった村民、村内で戦死した軍人、軍属ら 7,000 柱余り(現在は 7,068 柱)が合祀されています。



小波津弾痕の残る石堀

昭和 20 年 4 月 28～29 日に小波津集落内で激しい戦闘がおこなわれ、5 月 4 日未明には、小波津川沿いで旧日本軍の総攻撃がおこなわれました。約 2,000 人の兵士が、小波津川北側に突撃したものの、米軍の砲撃を受け、そのほとんどが戦死しました。小波津川の家屋は跡形もなく弾丸が撃ち込まれ、石堀だけが残りましたが、弾痕が現在でも生々しく残っており、沖縄戦の激しさを物語っています。



具体施策

具体的な施策	施策の内容	担当課
平和特別授業の開催等の取組や平和学習の推進	戦争・平和に関する講話や展示会、学校に出向いての特別授業を実施し、平和の大事さや女性の視点での戦争被害や平和への思いを伝えるなど、平和学習の機会を充実します。	生涯学習課
家庭・地域における平和教育等の推進	平和教育及び女性の視点での平和教育の機会確保を図ります。	生涯学習課
西原町平和事業を通じた平和意識の高揚	「平和月間」(6月)に平和事業の一環として音楽文化を通して平和の尊さを考え、平和の心を醸成するとともに幅広い世代に向けて平和意識の高揚に努めます。	企画財政課

※過去に地上戦を唯一直接体験した県民として、直接的暴力の記憶を次代に継承し平和を希求する取組は永遠に継続していくべきであることから、本項の具体的施策は対象を限定して取組を列挙し、よりひろい概念をカバーする取組については他の項に盛り込むこととします。

(2) ジェンダーを理由とするあらゆる暴力の根絶



目指す将来像

ジェンダーを理由とするあらゆる暴力が根絶され、すべての人が共に安心して暮らすことができるように、DVや虐待を見逃さず、予防や早期発見が迅速に行われるとともに、相談から支援までの体制が構築されているまち



現状と課題

相手の人権を侵害し、恐怖と不安を与える性犯罪・性暴力、DVを含むすべての暴力は、いかなる場合においても許される行為ではありません。こうした暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど心への影響も大きく、被害者のその後の人生に大きな支障をきたす深刻な問題です。そして、DVなどの暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には男性優位の社会構造や偏見・思い込みが大きく影響していることも否めません。

性犯罪・売買春・人身取引などの暴力や交際相手などからの直接的な暴力だけでなく、インターネットやSNSなどのコミュニケーションツールの発展・普及により、女性や子どもを性的あるいは暴力行為の対象として捉えた表現が氾濫し、それらが他人の目が届かないところで行われているという問題があります。また、女性への暴力行為が子どもへの暴力に連鎖していくなど、個人の尊厳が際限なく傷つけられていくことも懸念されます。

多様な考え方や生き方が混在している中で、暴力行為は、誰もが被害者あるいは加害者になり得ます。個人の尊厳を踏みにじる暴力は許されない行為であるという意識を徹底する必要があります。

町民意識調査の回答結果から、身近にDVに関する当事者がいると回答した人は 4.0%となっていますが、DVに直面しても、「何もできなかった」と回答した人の割合が 22.9%にもなっており、また、DVを経験した人の 40.2%は「どこにも(誰にも)相談しなかった(できなかった)」と回答しています。その背景に、当事者間の出来事を他の人に相談しづらいDV特有の特性もさることながら、公的相談機関の存在が十分に認知されているとはいえない現状があるものと考えられます。従って、公的相談窓口の存在をさらに周知することで、暴力被害の潜在化を防ぐとともに、被害者が安心して相談できるよう、相談員の資質向上等、さらなる支援体制を充実させることが必要です。



具体施策

具体的な施策	施策の内容	担当課
暴力を根絶するための基盤整備	暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。また、DV防止法等について学習の機会の提供や啓発・周知に努めます。	企画財政課 こども課 福祉課 教育総務課
DV・虐待等に対する相談窓口の周知及び充実	男女を問わずDVや虐待を含めたあらゆる暴力の防止と被害者の保護を図るため、関係機関等による相談窓口の周知を行います。 また、女性相談員の増員を図るなど、町の相談体制を整えるとともに、プライバシーに配慮した相談窓口の充実を図ります。学校においても、児童虐待の相談先の周知を行います。	関係各課
デートDVなどの啓発	男女ともに自分の性を大切にし、また、相手を尊重するように、さまざまな媒体を活用した効果的な啓発を図ります。また、学校では、発達段階に応じてデートDVなどについて啓発に努めます。	企画財政課 教育総務課
各種ハラスメントの防止対策の推進	性暴力や各種ハラスメントなどの防止に向けた啓発活動の推進に努めます。	企画財政課
保育、教育関係者へのDV・虐待等に関する研修機会等の確保	保育士や教職員等、乳幼児や児童生徒等の関係者に対し、DVや虐待防止の研修機会等を設け、意識の向上を図ります。	こども課 教育総務課
要保護児童等対策地域協議会の充実	DVや各種虐待の防止、被害者への適切な対応に向け、要保護児童等対策地域協議会の強化を図るため、協議会の定期的な開催、関係課や関係機関等との連携を強化し、様々な事例に迅速対応を図ります。	企画財政課 こども課 福祉課 教育総務課
一時保護施設(シェルター)へのつなぎ支援	関係機関等との連携・調整を行う間、保護が必要な人を一時保護施設(シェルター)につなぎ、利用が必要な人への対応を行います。	福祉課 企画財政課 こども課
住民基本台帳事務等における被害者保護支援措置の実施	DV及び虐待加害者が住民票の写し等を不当に請求したり、各種医療保険や手当、保育の情報を求めるなど、不当な目的により被害者の住所を探索することを防止・保護するため、被害者からの申し出により支援措置を講じます。	町民課 健康保険課 こども課

(3) 多文化理解の推進



目指す将来像

多文化理解が町民に広がり、西原町のよさと多文化のよさが認め合えるグローバルなまち



現状と課題

男女共同参画の取組は、昭和50年の国際婦人年以来、女子差別撤廃条約や国連の世界女性会議など、国際社会におけるさまざまな取組と連動しながら進められています。

「令和2年度沖縄県多文化共生推進調査事業の報告書」によると、沖縄県に住む在留外国人(住民登録を行っており、日本国籍を持っていない人)は2万人を超えており、人口比にして約1.4%が外国人となっています。さらに、日米地位協定により在留資格を必要としない米軍関係者やその家族を含めると約7万人の外国人が沖縄県内で生活しています。また、外国人の国別出身者を見るとベトナム、中国、アメリカ、ネパール、フィリピン等、多岐にわたっています。

本町は普天間基地の所在する宜野湾市と隣接しており、町内で生活されている外国人は比較的多くなっています。国籍にかかわらず、身近な地域で国際交流ができる環境づくりを推進し、それらの交流活動を通じて男女共同参画の視点に立った異なる文化や価値観、生活習慣に関心を持ち、相互理解を深めることが大切です。

また、近年の政治・経済分野における女性の活躍推進、リーダーシップの向上を始め、男女共同参画推進の必要性を広く理解してもらうためには、女子差別撤廃条約をはじめとする国際規範やその実現に向けた取組、さらにはジェンダー・ギャップ指数など、男女共同参画に関する国際基準及びその意義に関する理解が不可欠です。グローバル化の流れの中で、さまざまなレベルでの国際理解を促進し、多様な価値観の共有を図ることが重要です。

男女共同参画を推進する上で重要な国際的な規範や基準の周知・浸透を図るための広報・啓発を進めるとともに、国際交流活動等を通じて、相互理解を深め、多文化共生社会実現に向けた意識づくりを図る必要があります。



具体施策

具体的な施策	施策の内容	担当課
国際規範等の内容についての広報・啓発	男女共同参画に関する国際的取組や規範の内容、ジェンダー・ギャップ指数など男女共同参画に関する国際基準について広報・啓発を行います。	企画財政課
多文化共生のための人権啓発の推進	多文化共生社会の実現に向け、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、文化の違いや多様性を尊重するための啓発活動を推進します。	総務課
国際理解と国際交流の推進	地域に暮らす外国人との国際交流及び相互理解の促進を図ります。	教育総務課
海外で活躍している県系人との交流の実施	海外移住者子弟研修生受入事業等を行い、沖縄県や西原町から海外へ移住した人と交流することで、現地での女性の置かれている現状を把握するなど、互いの理解を深め、多文化理解の向上を図ります。	生涯学習課

第5章 計画の推進

1. 町民・事業者などとの連携・協働の推進

男女共同参画社会の実現のためには、町民一人ひとりがその意義を十分に理解し、自らのこととして取り組む必要があります。そのため、あらゆる手段と機会を活用しながら、町民や事業者等に対する広報・啓発を行うとともに、男女共同参画社会の実現に向け、町民、地域団体、事業者などと連携を取りながら、活動の展開を図ります。

本町は町民や事業者などとの連携を進め、協働による男女共同参画を推進します。また、「さわふじプラン地域推進委員会」を通して広く町民の協力を求め、意見・情報交換を通して男女共同参画のネットワークづくりや実践活動につなげます。

さらに地域活動団体などの地域資源を活用するとともに、男女共同参画を推進する団体や人材の育成を進めることにより、持続性のある取組を可能にする環境づくりを行います。

2. 計画の推進体制の充実

男女共同参画の推進は行政のあらゆる分野に関わっています。すべての町職員が男女共同参画の視点をもって業務を遂行することが重要となるため、町職員一人ひとりに対し理解の浸透を図るとともに、町役場が一つの事業所として、男女が働きやすい職場づくりの手本となるよう取組を進めます。

また、計画に基づく施策の進捗状況の把握、点検、評価など進行管理に努めるとともに、進捗状況を公表して広く共有を図り、計画の着実な推進を図ります。

3. 国、県、他市町村との連携および協力

本計画の効果的な推進を図るため、国、県、他市町村との連携や協力を図ることで男女共同参画に関する情報収集に努め、施策の推進に活かします。

また、国、県及びその他関係機関に対して、計画の推進上、必要な事項についての要請を行います。

資料編

1. 西原町男女共同参画推進条例

平成 24 年 3 月 29 日

条例第 9 号

わたしたちのまち西原町は、間切時代、首里王府の直轄領として栄えましたが、沖縄戦では住民の約半数が犠牲となりました。そのため平和を願い、自然と歴史文化を大切にし、近隣都市への交流地域として、さらに「文教のまち」として発展しています。

西原町では、日本国憲法にうたわれる個人の尊重と男女平等の理念に基づき、県内の町村に先駆け平成 4 年に西原町女性行動計画「さわふじプラン」を策定、また平成 16 年には町内の幼稚園及び小中学校に男女混合名簿を導入し、子どものころから性別にかかわらずすべての人が尊重されるまちを目指してきました。

しかしながら、地域や家庭に残る性別による固定的な役割分担などの古くからの慣習、また職場においても未だに残る不平等、さらに男女間におけるさまざまな暴力の存在など、まだ多くの克服すべき課題が残されており、わたしたちが目指す男女共同参画社会の実現に向けては、なお一層の努力が求められています。

ここに、わたしたち町民一人ひとりが互いの生き方を尊重し、その責務を担い、次世代につなげていくため、町及び町民等(町民、事業者、教育関係者及び各種団体をいう。以下同じ。)が一体となって、真の男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民、事業者、教育関係者及び各種団体の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、心豊かにいきいきとすべての人が支えあう、活力に満ちた西原町の男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮することにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 町民 町内に住み、又は町内で働き学び、若しくは活動する人をいう。

(3) 事業者 町内において事業活動を行うすべての個人及び法人をいう。

(4) 教育関係者 町内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる者をいう。

(5) 各種団体 町内において自発的な社会活動を行う非営利団体をいう。

(6) 積極的改善措置 第 1 号に規定する参画の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その参画する機会を積極的に提供することをいう。

(7) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な嫌がらせを行い、それに対する対

応によって、仕事や社会生活をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって生活環境を害することをいう。

- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、パートナー又は恋人等(元配偶者、元パートナー又は元恋人を含む。)の親しい間柄で起こるあらゆる形態の暴力をいう。
- (9) パワーハラスメント 権力や地位を利用した嫌がらせという意味で用いられる言葉であり、会社などで職権などの権力差を背景にし、本来の業務の範ちゅうを超えて継続的に人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、又は雇用不安を与える行為をいう。必ずしも明確な地位の違いがなくとも、時には地位にかかわらず、相手の人格や尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させることを含む。
- (10) モラルハラスメント 言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、身体的、精神的に傷を負わせて、その人間が職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気悪化させることをいう。
- (11) その他ハラスメント 性別、宗教、信条、国籍、性的指向、障がいその他様々な個人的な理由から、相手の人格や尊厳を傷つける言動をいう。
- (12) その他家庭内の暴力 第 8 号に規定する暴力以外で、家庭内における、児童・高齢者及び障がい者に対する継続的な身体的・心理的・性的虐待及び基本的ニーズの剥奪などの家庭内におけるあらゆる形態の暴力をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) すべての人が性別にかかわらず個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることがなく個人としての能力を発揮する機会が確保され、その人権が尊重されること。
- (2) すべての人が性別にかかわらず互いの性を理解し合い、妊娠、出産、その他の性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (3) 学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画が実現されるよう配慮されること。
- (4) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (5) すべての人が性別にかかわらず社会の対等な構成員として、地域、防災、環境その他町における政策又は民間を含むあらゆる団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (6) 家族を構成するすべての人が性別にかかわらず互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、地域等における活動と両立できるよう配慮されること。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと協調の下に行われること。

(町及び町民等の協働)

第 4 条 町及び町民等は、それぞれの主体的な取組み及び相互の連携協力により男女共同参画の推進を協働して行わなければならない。

(町の責務)

第 5 条 町は、第 3 条の基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を実施する責務を有する。

2 町は、男女共同参画の推進に関する施策の実施にあたっては、国、県、町民等と相互に連携し、

協力を図るよう努めなければならない。

- 3 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(町民の責務)

- 第6条 町民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、基本理念に基づき、すべての人が性別にかかわらず職場における活動に対等に参画する機会を確保するとともに、職場、家庭その他の活動を両立して行うことができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

- 2 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

- 第8条 教育関係者は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に果たす教育の必要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現するために、教育を行うよう努めなければならない。

(各種団体の責務)

- 第9条 各種団体は、基本理念に基づき、その活動において、方針の決定、計画の立案等においてすべての人が性別にかかわらず参画する機会を確保するよう努めなければならない。

- 2 各種団体は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱いなど人権侵害の禁止)

- 第10条 何人も社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、パワーハラスメント、モラルハラスメント、その他ハラスメント、その他家庭内の暴力など、他人の人権を侵害するいかなる行為もしてはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

- 第11条 何人も公衆に表示し、又は発信する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間における暴力、性的暴力等を正当化し、若しくは助長させるような表現又は人権を侵害するような性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(西原町男女共同参画審議会)

- 第12条 町長は、男女共同参画行動計画その他男女共同参画に関し必要な事項を調査審議させるため、西原町男女共同参画審議会(以下、審議会という。)を置く。

(男女共同参画計画)

- 第13条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための男女共同参画計画を策定しなければならない。

- 2 町長は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、審議会の意見を聴かななければならない。

- 3 町長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

- 4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮及び積極的改善措置)

- 第14条 町は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の推進に配慮する。また、附属機関として設置する審議会等の委員を委嘱又は任命するときは、積極的改善措置を

講ずることにより、男女のいずれか一方の委員の数が委員の総数の 10 分の 4 未満にならないよう努めなければならない。

(情報の提供及び理解を深めるための措置)

第 15 条 町は、男女共同参画の推進について、町民等の理解を深めるため、あらゆる分野において、適切な情報の提供、広報、啓発活動を講じなければならない。

(実施状況等の公表)

第 16 条 町長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表しなければならない。

(調査研究)

第 17 条 町は、男女共同参画の推進に関する施策に必要な調査研究を行わなければならない。

(苦情の申出)

第 18 条 町民等は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、書面により、町長に申し出ることができる。

2 町長は、前項の規定による申出があったときは、必要に応じて審議会の意見を聴き、適切な措置を講じなければならない。

(男女共同参画月間)

第 19 条 男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画月間を設ける。

2 前項の男女共同参画月間は、毎年 6 月とする。

(活動への支援)

第 20 条 町は、町民等が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するための必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(第二次西原町男女共同参画計画の取扱い)

2 この条例の施行の際、現に策定されている「第二次西原町男女共同参画計画～さわふじプラン～」(平成 15 年 3 月策定)は、第 13 条の規定により策定し、及び公表された男女共同参画計画とみなす。

2. 西原町男女共同参画審議会規則

平成 24 年 9 月 21 日

規則第 29 号

西原町さわふじ懇話会規則(平成 17 年西原町規則第 2 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、西原町男女共同参画推進条例(平成 24 年西原町条例第 9 号)第 12 条の規定に基づき、西原町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 男女共同参画計画の推進に関すること。
- (2) 女性問題解決のための諸施策に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関し、町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 9 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体代表
- (3) 町民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会は、必要に応じて、委員以外の学識経験者又は関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第 7 条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に、部会長を置き、部会長及び部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3. 第4次男女共同参画計画審議会名簿

(任期：令和5年8月16日～令和7年8月15日)

No		氏名	区分	団体名（役職名）
1	会長	新垣 誠	学識経験者	沖縄キリスト教学院大学 英語コミュニケーション学科人文学部長
2	委員	前泊 政彦	各種団体代表	西原町商工会 事務局長
3	副会長	浦崎 成子	各種団体代表	西原町女性団体連絡協議会 事務局長
4	委員	神田 幸枝	各種団体代表	金秀アルミ工業株式会社 取締役執行委員 管理本部本部長
5	委員	知念 千秋	各種団体代表	沖縄県女性相談所 相談班長
6	委員	金武 文枝	各種団体代表	西原町行政区自治会長会 西原台団地自治会 会長
7	委員	金城 康治郎	各種団体代表	西原町 PTA 連合会 会長
8	委員	新垣 和哉	各種団体代表	西原町教育委員会 教育総務課主幹

4. 第4次西原町男女共同参画計画(さわふじプラン)の策定について(答申)

令和6年3月28日

西原町長 崎原 盛秀 殿

西原町男女共同参画審議会
会長 新垣 誠

第4次西原町男女共同参画計画(さわふじプラン)の策定について(答申)

令和5年8月15日付け西企第388号で諮問のありました第4次西原町男女共同参画計画(さわふじプラン)(案)について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記の意見を付して答申します。

記

1. 男女共同参画施策の推進にあたっては、行政のみならず、町民・職場・教育・地域活動の協働が欠かせない。その点を念頭におき、着実な推進に向けて鋭意努力すること。
2. DVや虐待を含めたあらゆる暴力の防止を図るとともに、被害者支援のための相談窓口の充実と周知を行うこと。
※本計画(案)は、DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)に定められる市町村基本計画を包含する位置づけで策定されている。
3. 性教育・思春期教育の推進に必要な環境整備の一環として、学校への日常的な生理用品の設置が実施されるよう予算化を含め、積極的に取り組むこと。
4. 男女共同参画の視点に立ち、災害時においてプライバシーや性別に配慮した避難所運営をはじめとする被災者支援が行えるような防災体制の整備を図ること。
5. 各施策の実施状況や達成状況については、効果の検証を行い、必要に応じて施策の見直しを行うなど、常に環境の変化を捉えた施策の推進に取り組むこと。

5. 西原町男女共同参画計画推進本部設置規程

平成 15 年 7 月 7 日

規程第 6 号

改正 平成 18 年 3 月 31 日規程第 4 号

平成 19 年 3 月 28 日規程第 4 号

平成 22 年 3 月 31 日規程第 8 号

平成 23 年 2 月 28 日規程第 1 号

(設置)

第 1 条 西原町男女共同参画計画(さわふじプラン)の総合的かつ効果的推進を図るため、庁内推進組織として、西原町男女共同参画計画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 西原町男女共同参画計画(さわふじプラン)の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画行政の施策に関する関係各課相互の連絡調整に関すること。
- (3) その他推進本部が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部の委員は、町長、副町長、教育長、部長等をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。

2 本部長は、本部の会務を総理し、本部を代表する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

(意見の聴取等)

第 6 条 本部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第 7 条 推進本部の下に作業部会を置き、本部長の指示により次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画行政の施策に関する調査研究及びその報告に関すること。
- (2) その他本部長が指示する事項に関すること。

2 作業部会は、課長、課長補佐等及び係長をもって組織する。

3 作業部会に部会長及び副本部会長を置き、それぞれ部会員の互選により定める。

4 部会長は、会務を総理する。

5 副本部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(庶務)

第 8 条 推進本部及び作業部会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(西原町女性行動計画推進本部設置要綱の廃止)

2 西原町女性行動計画推進本部設置要綱(内規・平成 5 年 6 月 7 日施行)は、廃止する。

附 則(平成 18 年規程第 4 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規程第 4 号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 53 号。以下「改正法」という。)附則第 3 条第 1 項の規定により収入役として在職するものとされた者が在職する間に限り、第 2 条の規定による改正前の西原町文書取扱規程第 1 条、第 8 条、第 27 条、様式第 10 号及び様式第 11 号、第 11 条の規定による改正前の西原町指定金融機関等事務取扱規程第 3 条、第 5 条から第 7 条まで、第 11 条から第 16 条まで、第 18 条、第 21 条から第 23 条まで及び様式第 2 号、第 12 条の規定による改正前の西原町町政運営会議設置規程第 3 条、第 14 条の規定による改正前の西原町公印規程別表第 1、第 15 条の規定による改正前の西原町男女共同参画計画推進本部設置規程第 3 条、第 16 条の規定による改正前の西原町情報セキュリティ管理委員会規程第 3 条、第 18 条の規定による改正前の西原町庁舎建設検討会議設置規程第 3 条及び第 4 条、第 19 条の規定による改正前の西原町いあんべ^{やー}家指定管理者選定委員会規程第 3 条、第 20 条の規定による改正前の西原町リサイクルプラザ建設検討会議設置規程第 3 条及び第 4 条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、第 2 条の規定による改正前の西原町文書取扱規程第 1 条、第 8 条、様式第 10 号及び様式第 11 号、第 12 条の規定による改正前の西原町町政運営会議設置規程第 3 条、第 14 条の規定による改正前の西原町公印規程別表第 1、第 15 条の規定による改正前の西原町男女共同参画計画推進本部設置規程第 3 条、第 16 条の規定による改正前の西原町情報セキュリティ管理委員会規程第 3 条、第 18 条の規定による改正前の西原町庁舎建設検討会議設置規程第 3 条及び第 4 条、第 19 条の規定による改正前の西原町いあんべ^{やー}家指定管理者選定委員会規程第 3 条、第 20 条の規定による改正前の西原町リサイクルプラザ建設検討会議設置規程第 3 条及び第 4 条中「助役」とあるのは「副町長」とする。

附 則(平成 22 年規程第 8 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

第4次西原町男女共同参画計画 ～さわふじプラン～

2024（令和6）年3月発行

発 行 西原町役場 総務部 企画財政課

〒903-0220

西原町字与那城140番地の1

TEL：098-945-4533 FAX：098-946-6086



西原町